

「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」の主な改訂内容

令和4年7月1日公表の意匠審査の品質管理に関するマニュアル（以下「品質マニュアル」という。）の主な改訂内容は下記のとおりです。本改訂は、先の改訂（改訂第2版・平成28年7月27日公表）以降に生じた品質管理システムの変更等への整合を主な目的としています。

- ① 「面接等」欄（Ⅱ． 1．（1）（ii）、p.12）
 - ✓ 参照先文書（面接ガイドライン）の更新に伴うもの
＜面接における代理人等との意思疎通手段について、「ファクシミリ等」を「電子メール等」に変更＞
- ② 「内外乖離状況の把握」欄（Ⅱ． 2．（1）（iii）、p.19）
 - ✓ 新規取組として項目追加
- ③ 「審査品質管理小委員会」欄（Ⅱ． 2．（3）、p.20）
 - ✓ 業務担当課室の変更に伴うもの
＜審査品質管理小委員会の事務局業務の担当課室として、「総務課」を「調整課品質管理室」に変更＞
- ④ 「ユーザーとの意見交換」欄（Ⅲ． 1、p.25）
 - ✓ ユーザーとの意見交換における視点の追加に伴うもの
＜ユーザーと「強く広く役に立つ意匠権」を共創するという視点を追加＞
- ⑤ 「出願人・代理人等による願書及び添付図面等の質の向上、サーチの充実等」欄（Ⅲ． 2、p.25）
 - ✓ eラーニングのサービス名変更に伴うもの
＜「IP・eラーニング」を「IP ePlat（eラーニング）」に変更＞
- ⑥ その他、表記揺れの統一等の軽微な文言の修正